

中学校・高等学校における部活動の指導と事故防止について（通知）

平成8年6月11日 8教体第157号

各県立学校長、各市町村教育委員会教育長あて 長崎県教育委員会教育長

このことにつきましては、かねてから十分に留意して指導に当たるようお願いしてきたところではありますが、最近、体育・スポーツ活動に係わる事故が発生しております。

ついては、下記事項について周知徹底させ、事故防止のための注意を改めて喚起するよう重ねて御指導願います。

記

- 1 部活動の指導に当たっては、生徒の健康診断の結果や健康状態に留意し、適正に行うこと。
- 2 部活動に伴う合宿、対外試合等での生徒引率に当たっては、事前の綿密な計画の下に、交通安全をはじめ安全管理に万全を期すこと。
 - (1) 綿密な行動計画表を作成し、学校長の承認を得ること。
 - (2) 行動計画について、保護者の了解を得ること。